

京都連合教職大学院における「専門職基準」について

竺沙知章（京都教育大学）

1. 京都連合教職大学院における「専門職基準」の概要

(1) 京都連合教職大学院について

京都教育大学と7つの私立大学（京都産業大学、京都女子大学、同志社大学、同志社女子大学、佛教大学、立命館大学、龍谷大学）、京都府教育委員会、京都市教育委員会による連合の教職大学院

(2) 「京都連合教職大学院 専門職基準試案」について

2. 「専門職基準試案」による実践

(1) カリキュラム、授業

学校経営関係の授業科目

共通必修 学校づくりと学校経営

コース必修 学校づくりとリーダーシップ 学校組織改善の理論と手法

学校の危機管理 教育改革と教育行政・学校経営

教育法規の適用と課題

選択科目 教員の意識と行動 学校経営の思想と理論 研究開発と研修の組織化

教育行政・学校経営改善実践演習 保護者・地域との連携実践

学校事務と学校財務

授業（シラバス参照）

(2) 院生・教員連絡協議会と交流集会

3. 教職大学院教育と専門職基準の課題

(1) 教職の基盤となる力とその育成に関する教職大学院教育を通じた研究

(2) 教職大学院教育を前提とした専門職基準の策定

(3) 専門職基準を拠り所とした専門職団体の形成と学会との連携

7. 京都連合教職大学院「専門職基準」について

7.1 教職専門職基準作成の意義

皆さんの中には「専門職基準」をはじめて見聞したという人が少なからずいると思います。そう言うのも、これまで我が国では教師の育成・養成にあたり、教師の教育指導や学校の問題や課題に対処し処理・解決するための必要な資質能力を明確にして、それを目標に、もしくは基準にすることはしてこなかったのです。教員の免許基準はありましたが、それは科目、単位などにとどまっていました。大学でも養成教育の大枠はあっても、それを目安にしてカリキュラム、授業、評価などを検証することはしてこなかったのです。多くは大学教員の判断にゆだねていたのです。要するに各大学が養成教育の目標、カリキュラム、授業、成果や結果、そして教員養成における大学の社会的責任を一体的にとらえ、これら各要素の役割や課題を明確にし、かつ要素間のつながりや関係を浮き彫りにさせ、構造的、総合的にそのできばえを検証してその結果を次のアクションや改革に生かすという考え方やシステムはつくられてこなかったのです。この状況を打開し、教員養成教育を抜本的に見直し、このような養成教育の考え方やシステムを構築することが喫緊の課題になってきました。教員養成に特化した専門職大学院としての教職大学院に期待されていることは、まさにこうした考えに基づくシステムをつくっていくことだと考えます。

本研究科は「人間教師」の育成を養成教育の目標に掲げ、「大学院知」を視野に「教職人」の育成を目指しています。これを具体的に展開するために策定したのが「専門職基準」です。

「専門職基準」は「人間教師」の育成を教育理念とする本研究科の大学院教育を高度化し、実質化する拠り所、目安とするものであり、かつ社会に対する責任を表明し、社会の信頼に耐えうる研究科教育を構築するという本研究科のメッセージです。

ここで「高度」とは専門性のある方向に促し、編集し、また組み替え、さらにその力を学校づくりなどに生かすうることにかかわる知のレベルです。これを担保する「大学院知」は教育実践や学校づくりを省察し、そうした活動の成り立ちや構造のかたちを解明し、そこでの問題や課題のありかを明確にして、それを処理・解決、ないしは改善する活動を組み立て、実践しうることにかかわる知です。またこうした作業を通してその知を“新たな”知として編集ないしは創造しうる力量に展開しうることにかかわる知です。さらに以上の知を支え、裏づけ、根拠づける思想や理論にかかわる知です。前者は実践知・方法知、後者は理論知というイメージとして区別されてきましたが、「大学院知」は、これらの知が一体的、融合的に織りなしてつながり、存在している姿、かたちです。「大学院知」はそうした視野において専門性を「高める」知、深める知でなければなりません。高度専門職業人、高度の専門性などの「高度」とは、そうした「大学院知」によって担保されるのです。

「専門職基準試案」のコンセプトを示せば次のようになります。

- ・専門職基準は、高度専門職業人として総合的人間力と高度な専門性を備えた教職人に必要な資質能力としての「大学院知」のスタンダードです
- ・高度専門職業人として総合的人間力と高度な専門性を備えた教職人であるために求められる資質能力を「大学院知」とし、「大学院知」を教養と識見，職務遂行能力，教職人としての基盤的能力，職業倫理の観点から表現しています
- ・専門職基準は，教育目標，カリキュラム，シラバス，授業，学力，指導体制，研究科コミュニティ，研究科自己評価など，本研究科の教育を計画，実施運営，評価，開発する際の目標となるものであり，またそうしたものとして運用し，活用するものです
- ・専門職基準は，社会に対する本研究科の存在理由，使命，責任のメッセージです

「専門職基準」は，わたしたち研究科コミュニティ（スタッフ・学生）が自らの活動を自信と誇りを持って展開し，かつ主体的で創造的な活動を誘発，動機づける未来志向的でありたいと考えます。

授業のシラバス：教育改革と教育行政・学校経営

【授業の概要】

現在に至る教育改革は、地方分権、規制緩和を軸に国民社会の変容に対応する公教育システムの転換を図るものとして展開されてきている。保護者や地域住民のニーズに応えるために、「開かれた学校」「特色ある学校」の実現、「学校の自律性確立」が課題とされ、学校経営を自律的に担うスクールリーダーの育成が求められている。教育改革の意味するものを明らかにし、自律的学校経営を確立するために必要な教育行政と学校経営の新たな関係を学校経営の立場から考察する。

【到達目標】

- ・教育改革の全体像について理解すること。
- ・教育行政制度の全体構造と改革課題について理解すること。
- ・学校経営の構造と改革課題について理解すること。
- ・学校の権限、責任の観点から、教育行政、学校経営の改革動向について考察し、自らの見解を示すことができること

【スクールリーダー専門職基準との関連】

本授業は、スクールリーダー専門職基準の中の、「職務遂行能力（１）学校教育の文脈を読み取る力」、「職務遂行能力（２）学校経営の文脈を読み解く力」の育成を目標とするものである。また各授業において、とりわけ第 6 回以降の受講生による報告と協議の授業の中で、「スクールリーダーとしての基盤的能力」についても、特に「分析力」「洞察力」「構想力」「論理力」などについて、その向上に努めることが期待される。

【授業計画】

- 第 1 回（4 月 10 日） オリエンテーション：全体概要と本授業の方法、到達目標の説明、課題の整理と発表分担の決定
- 第 2 回（4 月 17 日） 教育改革の背景と展開：中央教育審議会の答申などを基にして、今日に至る教育改革の動向を整理し、その背景や改革課題について検討する。
- 第 3 回（4 月 24 日） 教育行政制度と改革課題：教育行政制度の全体構造について法規定を踏まえながら整理し、その改革課題について学校の立場から考察する。
- 第 4 回（5 月 1 日） 学校経営の法制度と改革課題：学校経営にかかわる法制度を整理するとともに、学校内部における組織と経営に関する構造とその改革課題について考察する。
- 第 5 回（5 月 15 日） 教育改革と教育行政・学校経営の課題：国民社会の変容に対応する公教育システムの転換について、第 2 回から第 4 回の内容を踏まえて、改革課題について整理する。
- 第 6 回（5 月 22 日） 教育行政改革の事例分析(1)－国レベル：文部科学省が実施してきた教育改革の動向を整理し、その特質や問題点、今後のあり方について、受講生が発表し、議論する。
- 第 7 回（5 月 29 日） 教育行政改革の事例分析(2)－都道府県レベル：都道府県・政令指

定都市の教育改革の展開を整理するとともに、事例として特定の都道府県・政令指定都市の教育改革を取り上げ、その特質や問題点、今後のあり方について、受講生が発表し、議論する。

第8回（6月5日） 教育行政改革の事例分析(3)－市町村レベル：市町村の教育改革の動向を整理するとともに、事例として特定の市町村の教育改革を取り上げ、その特質や問題点、今後のあり方について、受講生が発表し、議論する。

第9回（6月12日） 学校経営改革の事例分析(1)－教育課程経営改善：教育課程の編成に関する学校裁量権の拡大についてその意義を検討するとともに、具体的事例に即して、学校における教育課程経営の課題について、受講生の発表に基づいて、分析し、議論する。

第10回（6月19日） 学校経営改革の事例分析(2)－学校評価：学校評価の制度化についてその意義を検討するとともに、具体的事例に即して、学校評価による学校改善の課題について、受講生の発表に基づいて、分析し、議論する。

第11回（6月26日） 学校経営改革の事例分析(3)－保護者・地域住民の参加：学校評議員、学校運営協議会、学校関係者評価などにより、学校経営への保護者・地域住民の参加が拡大してきている実態について整理し、具体的事例に即して、保護者・地域住民の参加の課題について、受講生の発表に基づき、分析し、議論する。

第12回（7月3日） 学校経営改革の事例分析(4)－学校組織改善：職員会議の制度化、副校長や主幹教諭、指導教諭の設置など学校組織に関する改革動向について整理し、具体的事例に即して、受講者の発表に基づき、学校組織改善の課題について、分析し、議論する。

第13回（7月10日） 国と地方の新たな関係－提案：教育行政改革の事例分析を踏まえ、地方分権、規制緩和の観点から、教育行政改革として国と地方との新たな関係について、受講生による提案に基づき、その可能性と課題に関して議論する。

第14回（7月17日） 教育委員会と学校の新たな関係－提案：学校経営改革の事例分析を踏まえ、学校の自律性確立の観点から、教育委員会と学校との新たな関係について、受講生による提案に基づき、その可能性と課題に関して議論する。

第15回（7月24日） まとめ：講義を振り返り、学んだこと、考えたことを整理し、スクールリーダー専門職基準における職務遂行能力の形成に関する自らの今後の課題について考察する。

【参考文献】

堀内孜編『地方分権と教育委員会』全3巻、ぎょうせい、2000年／2001年。

鈴木勲編著『逐条 学校教育法 第7次改訂版』学陽書房、2009年。

堀内孜編著『公教育経営の展開』東京書籍、2011年。

日本教育行政学会研究推進委員会『地方政治と教育行財政改革－転換期の変容をどう見るか』福村出版、2012年

『教育六法』三省堂

京都連合教職大学院 専門職基準試案

教 職 専 門 職 基 準 試 案

スクールリーダー専門職基準試案

京都連合教職大学院

京都教育大学・京都産業大学・京都女子大学・同志社大学

同志社女子大学・佛教大学・立命館大学・龍谷大学

はじめに

教職は高度専門職であり、教員はそれを担う高度専門職業人であるとの観点から、教員の資質能力、教員の資格・養成、教員の職能成長の在り方などが論議されるようになり、現在、「教員の養成は大学院で」という世論が形成されつつある。その背景には、子ども問題の多発・多様化・深刻化、ドラステックに変化する社会における「生きる力」の育成、社会・国際環境の変化に対応した人材の育成、学校教育への保護者・住民・国民からの強い期待という事情がある。これらの問題や課題はそれ自体、これまでの考えの枠組みや問題解決の方法では対応することが困難な複合的、構造的なものであり、教員にはこれまで経験的に想定していない、もしくは新たな力量を含む高度な力量が求められるようになった。こうした事情を背景に、教員養成に特化した専門職大学院として2008年に設置された教職大学院では、教員の高度な専門性の質の確保と保証を可能にするために大学院で教員を育てる知、つまり「大学院知」を視野にそのスタンダードと専門職基準を策定することが喫緊の課題となっている。「大学院知」の中核は、ことがらの姿とかたちを省察し、その本質とありようを探究し、ありようのパースペクティブを探り出すための実践的研究によって獲得される知として設定すべきものであろう。本京都連合教職大学院は、教育指導をもっぱらとする教員の養成とスクールリーダーの養成を行っていることから、それぞれに対応する専門職基準試案を策定することにした。

教員の仕事は、授業、学級経営、生徒指導、キャリア教育、教材研究などにかかわる知によって支えられる。またそうした知を持続的に改善、深化させる実践的研究がこうした自らの仕事の質を高め、視野を広め、識見を深める。さらには自らの教職キャリアのパースペクティブを切り開くことを可能にする。スクールリーダーの専門職基準は、教員の専門職基準を基盤にして設定することで、専門的教育機関としての学校の経営自律化を促し、経営力を備えたスクールリーダーの養成に資するものになると考える。

ここに示した専門職基準は、教員に期待された職務を果たすために必要な、言わば“一人前”の教員として教育活動を展開できる力量を基本として、確かな職務遂行と創造的な職務遂行を動機づけるものでなければならないし、また教職の専門性をより高度化し、かつ協働の専門性と開かれた専門性を構築するための目安とされるものでなければならない。さらに教育指導と学校運営にかかわる教養、専門的知見や識見、職務遂行能力、そして倫理を示したもので、本研究科が教員とスクールリーダーの養成を行っていくうえでの専門職基準モデルである。したがって専門職基準はカリキュラム、授業、指導体制、評価システム、組織文化において本研究科が担う教員養成とスクールリーダー養成の実践的目標であるばかりでなく、本研究科の使命と責任を社会に表明するものであり、またそのように活用、運用すべきものであると考える。

教職専門職基準試案

1. 教養と識見

高度専門職業人としての教職人であるためには、人間として、社会人として、職業人として生活し、生きる意味を確かめ、その意味を深め、その知を膨らませつつ、学び、探究する姿勢と努力が要求される。こうした不断の学びと探究により自らの感性、自覚、ものの見方・考え方の総体の知、つまり識見(人間観・社会観・世界観・人生観としての教養と専門的教養)を形成し、成熟させることができる。

以上のような常識と教養、そして識見を持ち、児童生徒の「最善の利益」(児童の権利に関する条約)と人権の尊重をめざす、総合的人間力と高度な専門性を備えた、そのような教職人でありたい。

2. 職務遂行能力

(1) 学校教育の文脈を読み解く力

現代の学校教育を支えている政治的、社会的、思想的、文化的背景を読み解きながら、学校教育の状況と本質、そして構造をつかみ、それを踏まえて学校教育の改善や改革のメッセージを発信しうる力量を形成する。

- 学校教育の状況、構造、課題を読み解く力
- 学校・教師と子ども(児童生徒)たちの状況、構造、課題を読み解く力
- 学校教育の文脈を読み解くために必要な知

(2) 教職キャリアに応じてカリキュラムを開発、編成、実施運営する力

学校の教育計画としてのカリキュラム(教育課程や指導計画)の開発・編成と実施運営については教職キャリアに応じて期待される役割が異なる。それぞれのキャリアステージの役割に応じてカリキュラムの開発・編成・実施運営にかかわる力量の形成が期待される。

- カリキュラムを開発・編成し、実施運営する力
- 指導計画を立案し、実施運営する力
- カリキュラム、指導計画を評価し、それらをカリキュラム改善につなげる力
- カリキュラムに関する理論と実践の知

(3)指導力

教職の専門性の核心をなす教育指導は、授業、生徒指導、学級経営として展開するものであり、これらの指導にかかわる以下の力量によって達成される。

①児童生徒理解

- 児童生徒理解の理論と方法の知
- 児童生徒の気持ちと行動を理解しながら、学びと生活を動機づけ、学びと生活の積極性を高める力

②授業力

- 教科と授業の理論と方法の知
- 教科・領域の教材体系(教育内容)に関する知
- 授業を設計、計画、展開、評価する力
- 児童生徒の実態・課題に応じて指導する力
- 授業の教材を作成・開発する力

③生徒指導力

- 生徒指導の理論と方法の知
- 生徒指導の教材体系に関する知
- 生徒指導を設計、計画、展開、評価する力
- 児童生徒の実態・課題に応じて指導する力
- 教材を作成・開発する力

④学級経営力と学年経営力

- 学級・ホームルーム経営の理論と方法の知
- 学年経営の理論と方法の知
- 学級・ホームルーム経営を設計、計画、展開、評価する力
- 学年経営を設計、計画、展開、評価する力

(4)研究力と研究開発力

教育問題や課題は個別的、かつ複合的、構造的であるため、その処理と解決には高度な能力が求められる。そのために教員は自らの教育活動を絶えず高め、持続させるために研究力と研究開発力を高度化する必要がある。

- 教職における研究の理論と方法の知
- 教育活動の本質と構造を解明する力
- 教育活動の課題を明確にし、解決する力
- 自分の研究課題を明確にし、研究を設計、遂行する力
- 自校の研究課題を明確にし、校内研究として設計、組織運営する力

(5)協働, チームを通して問題や課題を処理・解決する力

教育活動と学校活動を推進し, そこでの問題や課題を処理・解決するためには教職員の協働関係の構築が不可欠である。近年, 多面化し複雑化する教育活動と学校活動はこの傾向をますます強め, 関係者及び関係者間の協働による問題解決が強く期待されている。

- 学校組織論に関する知
- ミドルリーダーシップに関する知
- チームによる協働を形成し, 問題や課題を解決する力

(6)保護者・地域と協働・連携する力

保護者・住民に対する教育責任とアカウンタビリティを踏まえ, 保護者・住民の教育意思を尊重した協働, 連携, 参加を構築しうる力量が求められる。

- 教員と保護者・地域, 学校と保護者・地域に関する理論と方法の知
- 保護者の教育意思や願いに対して主体的, 共感的に対応する力
- 保護者と豊かな対話をつくり, 協働する力

3. 教職人としての基盤的能力

教育指導の専門家として自己を確立しつつ, 人とつながり, 人とつなぐことで豊かな教育活動を展開するには下記に示す, 言わば教職を支える基盤的能力が求められる。

- 言語力, コミュニケーション力, ICT 活用力
- 日本語・英語能力
- 人間力, 社会力, 国際的視野
- 実務能力
- 戦略的思考力と論理的思考力

4. 職業倫理

高い公共性を有する教職は, その職務にかかわる人たちや社会と意思を共有して展開すべきものである。そこには自らを律すべき規範や相互の約束ごとがあり, それが相互の信頼構築に貢献している。職業倫理がそれである。わたしたちは職業倫理を未来につながり, 未来を創る教職人を育成する新たなエネルギーとして機能することを期待する。

- 高度専門職業人としての教員の使命, 役割, 責任を踏まえて職務を遂行する力
- 教職に関する法的, 職業的ルールや倫理を踏まえ, 職務を創造的に展開する力
- 児童生徒への深い愛, 思いやり, 面倒見のよさを自らの教職倫理として職務を遂行する力
- 児童生徒・保護者の教育意思を尊重して職務を遂行する力

スクールリーダー専門職基準試案

1. 教養と識見

高度専門職業人としての教職人であるためには、人間として、社会人として、職業人として生活し、生きる意味を確かめ、その意味を深め、その知を膨らませつつ、学び、探究する姿勢と努力が要求される。こうした不断の学びと探究により自らの感性、自覚、ものの見方・考え方の総体の知、つまり識見(人間観・社会観・世界観・人生観としての教養と専門的教養)を形成し、成熟させることができる。以上のような常識と教養、そして識見を持ち、児童生徒の「最善の利益」(児童の権利に関する条約)と人権の尊重をめざす、総合的人間力と高度な専門性を備えた、そのような教職人でありたい。

スクールリーダーの役割は、個人の活動を越えたところの組織と学校の方針や方向を設定し、それを実現することにある。そのために、学校教育と学校づくりに関する戦略的視野と思考力、そして深い識見が求められる。

2. 職務遂行能力

(1) 学校教育の文脈を読み取る力

現代の学校教育を支えている政治的、社会的、思想的、文化的背景を読み解きながら、学校教育の状況と本質、そして構造をつかみ、それを踏まえて学校教育の改善や改革の方向をつくり出す能力が求められる。

- 学校教育政策と行政の動向を読み解く力
- 学校教育の状況と構造、そしてそこでの課題を読み解く力
- 学校・教師と子ども(児童生徒)たちの状況と構造、及びそこでの課題を読み解く力
- 学校教育の文脈を読み解くために必要な知

(2) 学校経営の文脈を読み解く力

現代の学校経営を支えている政治的、社会的、思想的、文化的背景を読み解きながら、学校経営の状況と本質、そして構造をつかみ、それによって探り出した課題を解決するための戦略を提示できる能力が求められる。

- 学校経営政策と行政の動向を読み解く力
- 学校経営の状況と構造、そしてそこでの課題を読み解く力
- 学校経営の文脈を読み解くために必要な知

(3) スクールリーダーシップ

スクールリーダーには自らの職務について設計, 計画, 実施運営する経営力とリーダーシップが求められる。

- 学校づくりのビジョンと戦略を策定する力
- 学校経営計画を設計, 実施運営, 評価, 開発する力
- カリキュラムを編成, 実施運営, 評価, 開発する力
- スタッフマネジメントを計画, 実施運営, 評価, 開発する力
- 組織マネジメントを計画, 実施運営, 評価, 開発する力
- 予算財務を設計, 計画, 実施運営, 評価, 開発する力
- 保護者・地域と連携・協働する力
- 安心安全と危機管理に対応する力
- 学校評価を計画, 実施運営, 評価, 開発する力
- リーダーシップ戦略を策定する力

3. スクールリーダーとしての基盤的能力

スクールリーダーには, 上で示した能力のほか, 経営感覚, 分析力, 洞察力, 探究力, 創造力, 構想力, 企画力, 戦略的思考力, 論理力, 判断力, 決断力, 開かれた学校経営の視野, 国際的視野など, 経営し, リーダーシップを発揮するための基盤をなす戦略的視野と能力が求められる。

4. 職業倫理

高い公共性を有する教職は, その職務にかかわる人たちや, 関係する人たちと意思を共有して展開すべきものである。そこには自らを律すべき規範や相互の約束ごとがあり, それが協働や信頼の構築に貢献している。職業倫理がそれである。わたしたちはこの職業倫理を未来につながり, 未来を創る教職人を育成する新たなエネルギーとして機能することを期待する。

- 高度専門職業人としてのスクールリーダーの使命, 役割, 責任を踏まえた学校づくり
- 教職に関する法的, 職業的ルールや倫理を踏まえた職務の遂行
- 児童生徒への深い愛, 思いやり, 面倒見のよさ
- 児童生徒・保護者・コミュニティの教育意思の尊重
- 学校のミッションへの自覚とその実現のためのリーダーシップ